

氏名	KIM BOYE		
学位の種類	博士（教育学）		
学位記番号	博甲第 10161 号		
学位授与年月	令和 4 年 1 月 31 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	言語教育の観点からみた日本語教育史の研究 －1900～1920 年代の韓国における教授法と 教授方針の転換－		
主査	筑波大学教授	博士（教育学）	甲斐 雄一郎
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	長田 友紀
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	國分 麻里
副査	筑波大学教授	博士（言語学）	矢澤 真人

論文の内容の要旨

KIM BOYE 氏の博士学位論文は、戦前の韓国における日本語教育が外国語教育から国語教育に変化した時点について、従来取り上げられることのなかった資料に基づく教授法と教授方針によって特定し、その言語教育としての歴史的意義を究明したものである。その要旨は以下の通りである。

序章で著者は、本研究の目的と方法、及び論文の構成について述べている。従来、戦前の韓国における日本語教育の歴史は同化政策の観点からその経緯が明らかにされてきたものの、言語教育の観点からみるならば、その内容と方法に関する研究は進んでいないとするのが著者の認識である。そこで著者は1900年代から1920年代までの教科書、また教科書編纂者の教授観とその変化の分析を通して所期の目標の達成を目指すこととしている。現在、韓国における日本語教育は日韓併合(1910)によって国語教育に転換したとされている。国語教育を行うためには学習者が日本語に精通していることが前提となる。しかし当時の韓国においては法令上の日本国民と日本語話者との間には数において顕著な乖離があった。このため最終的な目的である同化教育のために、朝鮮総督府が行った言語教育をあとづけて日本語教育から国語教育への展開の背景を明らかにしようとしたのである。このために著者は検討対象を以下の三つの章に分けて論じている。

第1章で著者は、第二次日韓協約(1905)による日本語教育の展開を明らかにしている。すなわちこの時から韓国統監府が設置されるとともに日本語が必修科目になった。著者は日本語教科書編纂者として着任した三土忠造に着目し、三土が日本で編纂した『新訂中等国文典』(1906)と韓国で編纂した『普通学校日語読本』(1909)を比較分析することで、両者の差異を探り、その差異から三土の日本語教育の特質が、前者を引き継ぎつつ、韓国語における語順の相違を踏まえて主語・助詞・述語のコロケーションを示す「文型」概念の導入にあったことを見出した。そこから三土が外国語としての教授方針で、対

訳法を用いて基礎文型を基盤にする日本語教育を行ったことを指摘している。

第2章で著者は、日韓併合(1910)後、三土の後任として教科書編纂を担当した山口喜一郎の教授方針に検討を加えている。山口は台湾の日本語教育において日本語のみを使用する直接法の創始者として『国民読本参照 国語話方教材』(1900)などの業績が知られている。しかし韓国における展開は明らかになっていなかった。そこで著者は山口が韓国で編纂した『普通学校国語読本』(1912)を主な資料として用い、両者の比較分析を行っている。その結果、直接法の理念は一貫しているものの、『普通学校国語読本』においては文学的材料の採用や動作法、換語法などの展開がみられることを指摘し、日韓併合以降であっても、新たな教育内容を含みつつ外国語としての日本語教授方針を維持したと指摘している。

第3章で著者は、3・1独立運動(1919)以降、山口の後任として教科書編纂を担当した芦田恵之助の教授観に基づき、1920年代の韓国における日本語教育の教授方針について考察を行なっている。著者は芦田が日本で編纂に加わった第三期国定国語教科書(1918)と韓国で編纂した『普通学校国語読本』(1923)の比較を通して韓国における芦田の教授観、教授方法を明らかにすることを試みた。その結果、共通点を見出すことができるのに対し、外国語としての日本語の言語活動の指導に関する工夫を見出すことはできなかったことを確認した上で、三土、山口と続いた外国語教育としての日本語教育の方針がここで途切れたと指摘している。すなわち著者は、『普通学校国語読本』をもって、日本語教育の教授方針が外国語としての教授方針から国語としての日本語教授方針に転換したと結論づけたのである。著者はこうした編集方針の背景には朝鮮総督府の教育政策があるとする。朝鮮総督府は3・1独立運動(1919)の原因の一つが「同化政策」の弱さにあると考え、「民族融和」を主な教育政策として掲げ、『普通学校国語読本』の編集方針はそのもとで決定されたからである。しかし当時、日本語理解者(韓国人)率が1.81%しかいなかったため、著者はその方針の現実味の乏しさを指摘している。

終章で著者は、研究成果として、戦前の韓国における「外国語教育」から「国語教育」への転換が、先行研究で指摘されてきた日韓併合(1910)より9年ずれた、3・1独立運動(1919)以降であると結論づけている。著者はこの結論に即して、1945年までの韓国における日本語教育史を検討するうえで重要な要素を確認するとともに、日韓併合前後の日本語教育における外国語教育としての内容と方法を確認することで、日本語教育の起点について再検討を促すことができるようになる可能性を示唆している。

審査の結果の要旨

(批評)

本研究は言語教育の観点からはこれまで十分には明らかにされていなかった日韓併合前後以降の韓国における日本語教育の教授方針と教授法について、日本語教育の方針を定め、その方法を具体化した三名の教育者に着目し、彼らの日本と韓国における実践の異同、また前後の担当者の方針の異同等について各種資料に基づいて詳細にたどり、明らかにしたところに日本語教育史研究としての第一の意義がある。さらにまた、この間の検討を通してこれまで日本国内での業績が注目されてきた三名について、その全体像を検討する観点を提示した点に、本研究のもう一つの意義が認められる。

令和3年12月1日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士(教育学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。